

「新たな交付金」の対象となるふれあいのまちづくり協議会の運営上の留意点（案）

<項目1：地域住民に対して、広く参加の途を開いていること>

要件①（協議会の構成①-地域団体の参画状況-）

- ・ふれまち協議会を構成する地域団体の「活動面積」が協議会の「活動地域（対象地域）の総面積」のおおむね〇割以上、かつ、ふれまち協議会を構成する地域団体の「自治会加入人数または世帯数」が、「活動地域（対象地域）の総人口または世帯数」のおおむね〇割以上である。

要件②（協議会の構成②-主な地域団体の参画状況-）

- ・協議会の対象地域（活動区域）内に存在する、自治会、婦人会、防災福祉コミュニティ、エコタウン、青少年育成協議会、子ども会、老人会などの地域団体が、協議会に加入しているまたは、加入を求めている。

要件③（協議会の構成③-NPO、ボランティア、個人等の参画状況-）

- ・民生委員・児童委員、NPOやボランティア、事業者、教育機関、個人などに対して、参画や参加をよびかけている。

<項目2：規約等が定められていること>

要件④（規約）

- ・協議会で規約を規定していること。

<項目3：民主的な運営が行われていること>

要件⑤（総会の運営）

- ・総会の招集を書面、回覧版、ファックス、電子メールなどで所定日前までに通知している。
- ・総会は定足数（構成団体・委員の2分の1以上）の出席を確認して開催している。
- ・議事は出席者の過半数を持って議決している。
- ・総会の議事録を作成し、地域の住民に配布、又は住民の求めに応じて閲覧することができる。

要件⑥（役員会の運営）

- ・役員会の招集を書面、回覧板、ファックス、電子メールなどで所定日前までに通知している。
- ・議事は理事総数の過半数を持って議決している。
- ・役員会の議事録を作成している。【ふれまち協議会の標準規約に記載なし】

要件⑦（事業の運営）

- ・協議会の事業、及び組織運営や活動に関する情報は、活動エリア内の全ての団体、住民に対して公開され対象とされている。

要件⑧（法令等の遵守）

- ・ホームページ等に情報を掲載する際に著作権や肖像権の保護に配慮している。
- ・名簿などについては個人情報保護に配慮して管理している。

要件⑨（定例会の運営）

- ・定例会を規約等で位置づけている。
- ・定例会の議事録が作成されている。【ふれまち協議会の標準規約に記載なし】

<項目4：会計の透明性が確保されていること>

要件⑩（予算の編成）

- ・事業計画、収支予算が作成され、総会の議決を経ている。

要件⑪（決算の実施）

- ・事業報告、収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成している。
- ・事業報告、収支決算、監査報告について総会で議決している。

要件⑫（会計の処理）

- ・会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿が整備されている。

要件⑬（支出決算書等の公開）

- ・地域住民の申し出により、事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、監査報告を閲覧することができる。

要件⑭（資産の管理）

- ・協議会の資産が適切に保全されているかを確認している。

「新たな交付金」の対象となるふれあいのまちづくり協議会の運営上の留意点（案）に対する地域団体の委員のご意見（要約）

（１）「地域住民に対して、広く参加の途を開いていること」についてのご意見

- ・ふれあいのまちづくり協議会と自治会の範囲が同じである。自治会加入率はほぼ 100% である。教育機関（学校）や団体に属さないメンバーの参画がある。（例：会計担当者、センターを利用するサークルの代表者などが役員となっている。）
- ・協議会の役員には、自治会、婦人会、民生委員、児童委員、小中 P T A、青少協、子ども会、老人会（2 団体）、学校開放協議会が入っている。地域推薦というかたちで個人（元団体役員）も入っている。「会計処理への不信感」や「加入のメリットが見出せない」などの理由で、連合自治会を脱退する単位自治会もあり、エリア・人口としては、協議会の約半分程度を自治会がカバーしていることになる。各団体全体がカバーしているエリアとしては 8~9 割はカバーしている。
- ・自治会、婦人会、民生委員、青少協、老人会などが参画している。こども会はなくなった。NPO の参画はない。30 年度から小学校 PTA から役員の方の参画がある。

（２）「規約等が定められていること」についてのご意見

※ふれあいのまちづくり協議会に規約の標準例を提示

- ・会議や会計の公開については現行の規約に盛り込んでいないが、規約の細則に盛り込むことは考えられる。

（３）「民主的な運営が行われていること」についてのご意見

- ・総会をオープンにすることは可能である。自治会の総会資料等は全戸配布しており、HP も整備している。
- ・協議会の総会の案内は委員に送付している。広く公開すると困る。総会資料は地域の広報紙に掲載して配布しているので、オープンにすることは可能である。
- ・総会の資料を全戸配布していないが、地域福祉センターでいつでも見せることはできる。ふれあいのまちづくり協議会の事業計画や決算資料などは、区が確認し認めている資料なので、総会では議事ではなく、報告事項としている。総会などの議事録は作成していない。

（４）「会計の透明性が確保されていること」についてのご意見

- ・総会後であれば、承認された年度の会計書類一式を公開することは可能（公開スペースの確保は検討しないとイケない）。備品管理簿の整備はしているが（備品シールは貼っていない）
- ・年 4 回広報紙を発行している中で、総会の内容（役員名簿・決算報告）を記載している。各団体の役員が質問を受けているのかもしれないが、決算内容について問い合わせを受

けたことはない。

- ・総会資料は地域福祉センターで公開できる。備品管理簿は整備した。

(5) 交付金制度に関するその他のご意見

〈ふれあいのまちづくり助成に他の補助金をまとめることに関するご意見について〉

- ・ふれあいのまちづくり協議会は地域福祉センターの管理をしており、地域の様々な活動はすべて自治会の活動して行っているため、統合助成金は必要ない。区内4つの公園があるが、自治会で管理している。
- ・活動は日ごろから連携がとれており、会計はそれぞれの団体が管理することでよい。防災福祉コミュニティは防災福祉コミュニティの考え方を尊重している。また、エコタウンは婦人会、公園管理は老人会が助成金を管理し、活動している。必要なときには自治会やふれあいのまちづくり協議会から支援できるようになっている。
- ・統合助成金を実施する時に、ふれあいのまちづくり助成を加えることに地域の合意が得られず、個別に助成金を申請し、会計を別会計にしている。今も変わらない。

〈交付額算定方法について〉

- ・地域活動の量に比べ、人口が少ない地域であるため、「人口割り」よりは、活動量に応じた「ふれあいのまちづくり助成金×〇%」のような制度がよい。
- ・活発に活動をしている団体に対して、多くの助成金が交付される仕組みがよい。
- ・活動しなくても受け取れる人口割はおかしい。団体の意欲を刺激できる仕組みがよい。

〈交付金の繰り越し〉

- ・地域が足りないお金を行政から貰うのであって、それを繰り越すという考え方はおかしい。繰り越しを目的とする団体も想定される。新たな活動を始める際は、一時的に事業費が多くかかるが、その後、活動に濃淡がそれほどあるとは考えにくい。
- ・当協議会では繰り越しができるようなお金の余裕はないため、ニーズはない。他の協議会では繰越金も多くあると聞かすが、活動経費で地域内に還元しているため当協議会でできない。
- ・活動の助成金が余って繰り越すということがイメージできない。年度ごとに必要な助成を申請すればよい。ただし、地域福祉センターの管理のために印刷機などの買い替えのための積み立ては分かる。
- ・今の制度では年度末にすべて使い切るなど、地域が役所化されており、繰越できるようにすべきである。